

火災概況月報 (令和8年8月分)

令和8年度全国統一防火標語 『火の確認 いい日を支える いい習慣』

火災概況通信 9月号 令和8年9月30日
編集・発行 岐阜県消防課 TEL 058-272-1123

	区 分	火 災 件 数 (件)						焼 損 面 積			火災損害額 (千円)	焼損棟数 (棟)	り災世帯数 (世帯)	り災人員 (人)
		計	建 物		林 野	車 両	その他	建物焼損 床面積(㎡)	建物焼損 表面積(㎡)	林 野 焼 損 面 積 (a)				
			住宅(併用共同舎)	その他										
合 計	前 月 累 計	500	147	95	9	50	199	17,051	983	137	777,402	294	170	404
	本 月 計	73	15	17	3	5	33	443	50	1	22,503	23	12	26
	累 計	573	162	112	12	55	232	17,494	1,033	138	799,905	317	182	430
	前年累計比較	64	26	13	0	0	25	3,808	△ 132	81	△ 199,265	△ 36	△ 13	△ 10
前 年	同 月 分	82	19	13	3	14	33	1,267	50	26	313,693	32	26	57
	累 計 分	509	136	99	12	55	207	13,686	1,165	58	999,170	353	195	440

	区 分	死 傷 者 数		出 火 原 因 (件)											
		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放 火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話 等配線	その他	不明 調査中
合 計	前月累計	19	75	500	24	19	5	71	14	11	11	36	18	186	105
	本月計	0	10	73	2	2	0	5	2	0	0	3	1	20	38
	累 計	19	85	573	26	21	5	76	16	11	11	39	19	206	143
	前年累計比較	△ 1	23	64	△ 2	△ 14	2	0	1	△ 13	△ 4	0	△ 1	26	69
前 年	同 月 分	4	7	82	4	5	0	7	4	2	0	11	2	36	11
	累 計 分	20	62	509	28	35	3	76	15	24	15	39	20	180	74

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

- 8月の総出火件数は73件で、前年同月に比べ9件減少(11.0%減)しました。
 - ・建物火災は32件(増減なし)、林野火災3件(増減なし)、車両火災は5件(9件減)、その他火災は33件(増減なし)となっています。
 - ・建物火災は全火災の43.8%でした。
- 8月の火災による死者は0人で前年同月と比較して4人減少し、負傷者は10人で前年同月と比較して3人増加しました。
- 出火原因の第1位は「たき火」で5件でした。
 - ・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は2件(2.7%)です。



★ 放火や放火の疑いのある火災には注意してください

不審火は、人目につきにくい時間帯や場所で発生することが多い傾向にあります。

燃えやすいものを家の周りに置いておかないなど、放火を減らすためのポイントを確認し、地域全体で放火されにくい環境をつくるのが大切です。

◆放火防止対策（放火されないための8つのポイント！）

- ゴミは収集日の朝に出す。
- 家の周りには燃えやすい物を置かない。
- 物置には必ず鍵をかける。
- 家の周りをできるだけ明るくする。
- 新聞を玄関などに溜めないようにする。
- 路上駐車をしない。
- 洗濯物の取り込みを忘れない。
- ご近所と協力体制を築いておく。

◆住宅防火 いのちを守る10のポイントー4つの習慣・6つの対策ー

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときはときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



★ 2026年度 全国統一防火標語

火の確認 いい日を支える いい習慣

★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■ 岐阜県内令和8年6月時点の設置率は83.6%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率（令和8年6月時点）が6月に公表されました。

全国における住宅用火災警報器の設置率は85.5%、岐阜県における設置率は83.6%となっており、前回の82.0%から1.6%の増加となります。

47都道府県中、岐阜県の設置率は26番目となります。

○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部（寝室が2階以上の場合）

・新設住宅 平成18年6月～ ・既存住宅 平成23年6月～

	設置率 R8.6	参考(前回) R7.6	増減	条例適合率 R8.6
全国	85.5%	84.9%	0.6	66.8%
岐阜県	83.6%	82.0%	1.6	63.6%

設置率：設置義務のある場所の一部分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率：設置義務のある場所すべてに



あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。